

## 【海外出張】

### 東ティモール矯正領域における活動について

国連アジア極東犯罪防止研修所教官

山本麻奈

「刑務所に勤務する刑務官は、罪を犯した人たちを人としてどう扱って、その人たちの気持ち、精神、行動をどうやって変え、社会へ送り返すかということに對峙し、社会へ送り返す前に受刑者一人一人が社会に出ても自分は大丈夫だと強く信じられる状態に持っていかなければならない。そこには非常に難しい試練がたくさんあると思う。この研修を通して、実務に生かせる何らかの知恵・知識・経験の交流、人的交流に役立て、この難しい職場において働いている一人一人が新しい精神を生み出し、その一致の中に、どのようなことができるかを考えるきっかけとなればと思っている。なぜならば、我々がそのようなことを思うことが、受刑者の新しい精神を生むことになるし、新しい結束を生むことになると信じているからである。」

これは、後述する、本年7月16日から19日まで東ティモールの首都ディリで実施された研修における同国の司法大臣（Dr. Manuel Cárceres da Costa）による開会の辞の一部である。国連アジア極東犯罪防止研修所（以下「UNAFEI」）では、まさにこのような理念の下、2018年度より、既に同国において法制度整備支援を実施していたICDに合流する形で、矯正領域での活動を開始した。同領域に対するUNAFEIの活動の歴史はまだ浅く、同国の矯正の制度・実情に関する情報についてはいまだ不確かで不十分であるし、これまで実施した研修の回数も少ないが、同国の矯正領域に係る情報は世界的に見ても蓄積が少ないため、本稿において、これまで収集・獲得した情報をまとめるとともに、研修を通して浮き彫りとなった論点等を整理し、今後の資料とすることとしたい。

なお、本稿における意見の部分は全て筆者の私見である。

#### 1 東ティモールの法制度の現状

東ティモールは、2002年の独立後、諸外国（旧宗主国であるポルトガル等）、国際機関（国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）、国連開発計画（UNDP）等）等の支援を受けながら国づくりを進めており、現在、「東ティモール司法分野戦略計画2011-2030」（以下「戦略計画」）等に基づき、法及び司法制度の整備、人材の育成等に取り組んでいる。戦略計画は、制度開発、法的枠組み及び改革、人材育成、基盤及び情報技術並びに司法アクセスの5つの分野について、分析の上、構想、目標、実施戦略、評価指標等を定める。しかしながら、いまだ制度の基盤、人材、情報、経験等が不足しており、外国人アドバイザーの関与による立法作業、外国人専門家の講義による法曹養成、諸外国及び国際機関の支援を受けた訴訟手続等、諸外国、国際機関等による支援に法及び司法制度の整備、人材の育成等の大部分を委ねている状況にある。

## 2 我が国による法制度整備支援

2008年から、調査を開始し、東ティモール政府からの要請に基づき、2009年以降、法案起草能力強化を上位目標とした個別法の起草を題材とした支援を実施している。具体的な経緯は、次のとおりである（ICDまとめ）。

\* 2009年～2010年 本邦研修（法令・条例制定過程等，麻薬取締法，逃亡犯罪人引渡法，調停法等）（JICA）

\* 2011年～2012年 現地調査・現地セミナー・共同法制研究（逃亡犯罪人引渡法，調停法・仲裁法，麻薬取締法，法案起草等）（法務省）

\* 2013年～2014年 現地調査・現地セミナー（調停法等）（JICA法制度アドバイザー）

\* 2014年～ 現地調査・現地セミナー・共同法制研究（調停法・ADR，国際法・国際経済法，少年法等，婚姻・家族関係法，国籍法，市民登録法，土地関連法等）（法務省）

これに加え、冒頭に述べたとおり、2018年度以降、新たに矯正領域での活動を開始した。

## 3 矯正領域での活動の経緯

UNAFEIにおいて2017年8月から9月までの間実施された第167回国際研修「組織犯罪メンバー及びテロリストの更生及び社会復帰」<sup>1</sup>に、東ティモール司法省矯正・社会復帰局（以下「矯正・社会復帰局」）の局長が参加した。その際、同局長から、東ティモールにおいては、3つしか刑務所がなく、性別などおおまかなもの以外の分類の枠組みもなく、同研修で獲得した共通認識である、組織犯罪メンバー及びテロリストに限らず、受刑者全般において個人の問題性の内容や程度を適切に査定し、それに応じた分類を行って施設や区画を分け、適当なプログラムを実施することが困難であるとの発言があり、我が国に対し、東ティモールの現状を見てもらって助言等をもらいたい旨の要望があったため、現地調査を開始した経緯がある<sup>2</sup>。筆者は2018年3月、7月及び11月にそれぞれ刑務所（3か所全て）を訪問するとともに、同年11月には、矯正・社会復帰局職員及び刑務官計30名を対象にセミナーを実施し、同国の刑務所の現状を把握するとともにニーズを探索した。そして、2019年度、外務省が国連薬物・犯罪

<sup>1</sup> 本国際研修の概要については、[https://www.unafei.or.jp/activities/pdf/kensyu/No167\\_Online\\_J.pdf](https://www.unafei.or.jp/activities/pdf/kensyu/No167_Online_J.pdf) をご参照いただきたい。なお、それ以外の情報についても「国際研修と国際高官セミナー」のページ [https://www.unafei.or.jp/activities/katsudo\\_1.html](https://www.unafei.or.jp/activities/katsudo_1.html) から、第167回国際研修をご覧いただくこともできる。

<sup>2</sup> 国際研修を実施していると、個別にこうした要望を訴えてくる国は少なくない。この時、実際の現地調査に踏み切った経緯には、一つは同局長の姿勢（国際研修期間中、言語の障壁のある中で自分なりに消化し、一つでも多くのことを自国に持って帰りその適用まで具体的に考えながら受講していたこと、またその方向性がかなりの的を射ていたこと）に筆者が感銘を受けたことと、もう一つは同研修時にUNAFEIの次長であったのが現ICDの森永太郎部長であり（ICD部長着任は2017年10月）、2009年に同国の支援を始めた当事者であったことから、同国での活動について相談に乗っていただいたということがある。

事務所（UNODC）バンコク事務所へ拠出した資金を活用して実施する刑務所改革支援プロジェクトについて、UNAFEIがUNODCと共同して実施することとなったため、その対象国の一つとして、東ティモールを選定した。UNODCとの共同プロジェクトの詳細については、下記5に述べる。

#### 4 東ティモールの矯正の現状

次に上記の調査や、これまで実施した2回の研修（2018年11月及び2019年7月）を通して筆者が把握した情報をまとめる。ただし、口頭で説明を受けたものがほとんどであり、説明者も複数いることから、その情報の正確性については現時点で保障できるものではないことをあらかじめお断りしておく。

現在、刑務所はベコラ、グレノ及びスアイの3か所にある。被収容者（未決拘禁者及び受刑者）をどこに収容するかという刑務所の分類は管轄する裁判所の区分に対応して自動的に分けられる（ただし、バウカウには刑務所がかつてあったが現在はないので当該区分の者はベコラに収容される）。首都ディリにあるベコラ刑務所は定員250名のところ600名近くが収容されており（2018年11月現在）、これまで長く過剰収容状態が続いていたため、スアイに刑務所を新たに設置（1990年代後半のインドネシア統治時代に建築されたものを改築）し、2017年5月から収容を開始したところである。

ベコラには16歳から21歳の若年の被収容者も収容しており（若年犯罪者専用の施設を設置するべく2014年に設計図を作成し見積もりを取ったが予算が取れなかった）、グレノには女性の被収容者も収容している（グレノはもともと女性専用であったがベコラの過剰収容を受けて男性も収容している）、いずれもその他の被収容者と区画を分けて収容している状態である。戦略計画では、若年犯罪者・女性犯罪専用の刑務所がそれぞれ作られるべきと定められているが新しい建物を作る予算を獲得できていない。また、刑務所において未決拘禁者と受刑者は分離して収容できていない。

新たに収容が開始されたスアイは外壁がないなどセキュリティ面で不安要素が多いため、当面は逃走などのリスクの低い行状の良い40名をベコラ刑務所の受刑者（スアイの管轄の県の出身者）から選抜して収容している。今後収容人数を増やす予定であるがセキュリティの強化のほか冷蔵庫や部屋が足りないという物理的な制約を解決しないと実現は難しい。

更生プログラムは基本的に外部の関係機関（他の省、NGOなど）により実施されており、ベコラは首都にあることもあり外部の関係機関が多数入っており、プログラムが多く実施されているほか、刑務作業（木工や洋裁。ただし、工具は独立直後に国際機関から支援を受けたものであり、壊れているか壊れかけである）も活発である。また、グレノでは、れんが造りや街中の交番やメルカト（市場）の建築などの作業を行っている。一方、スアイにはプログラムも刑務作業もなく、日中何もやることがないので、所内の掃除や畑仕事をさせているしかない状況にある。

入所時にアセスメントを行い、犯罪歴や生活歴、病歴や家族の情報を入力する被収容者データベース（以下「DB」）も存在する（2010年に Justice Facility Australia の援助で作った）。DBは中央省庁において管理されるためインターネットにつながっている必要があるが、各刑務所はパソコンが足りない、インターネットに接続されていないなどの問題があって、十分機能しているとは言いがたい。また、アセスメントは入所時に実施して以降は再評価されることはない（法律上はやることになっている）。細かくアセスメントしたとしてもそれが分類につながっているわけではない。分類できる物理的環境（居室やそれを括っているブロック）が足りないので、収容された年数や罪種などで大きく分けている。

受刑者の制服は予算の問題から支給されていないが、職員についても2010年以降の採用の者には予算の問題から制服が支給されていない。スアイでは収容開始後、34名の新人刑務官を採用し、OJTで育てているところである。心理士は矯正・社会復帰局全体に1名しかいない（基本的にベコラに駐在していることが多く、早期釈放についての面接・審査などを行っている）。

2014年に、日本の刑事施設収容法に相当する法律が制定されており、内容は被拘禁者処遇最低基準規則（マンデラ・ルールズ）を踏まえた適正なものとなっているが、制度・運用上実現できていない部分が多い（職員は同法を認識しているしマンデラ・ルールズについて理解する研修を受ける機会があったようで一応内容は周知されている）。同法には仮釈放や保護観察も制度として想定されているがこれらの運用は不十分である（行状の良い者は減刑され、最大で刑期の半分になる。刑務所から申請し、裁判所の決定による。）。

なお、社会連帯省（社会的弱者（高齢者や障害者など）の保護とサポート（食糧、医療など）を主に行う機関。刑務所に対しては、職員の研修、被収容者の処遇への関与・出所時のサポートなどを行っている）や、NGOのPRADET（2004年から刑務所プログラムとして、若年（18歳から25歳）と女性を対象にカウンセリングを行うなどしている）などという外部関係機関からサポートを受けている。

## 5 UNODCとの共同プロジェクト

### (1) 概要

2019年度の本プロジェクトとしては、全2回の研修をディリにおいて実施することとなっている。本年7月16日から19日までの4日間、初回に当たる研修を実施し、犯罪者処遇に関わる職員（司法省矯正・社会復帰局職員、刑務所長及び刑務官）



約30名が参加した<sup>3</sup>。本プロジェクトを通じて、同国の刑務所で使用されているアセスメント・フォーマットを改善するとともに刑務官のアセスメント能力を向上することを目指しており、本研修においては筆者から、「アセスメントと分類（保安の観点を含む）」、「多機関連携」及び「更生に資するトリートメント」について講義を行いながら、同国の現状把握も行った。期間を通して、今後の同局への協力体制の強化を目指し、上記NGOのPRADETの所長にもオブザーバーとして参加していただいた。

全4日間の後半2日間は、①上級幹部（矯正・社会復帰局長及び部長など並びに刑務所長）、②それ以外の同局職員及び刑務官の2つに別れ、①ではリーダーシップの在り方について、海外の取組を交えながら外部講師（ポルトガルの元矯正局長セルソ・マナタ氏及びICD森永太郎部長）と意見交換を行い、②では参加者を3グループに分け、グループワークを実施し、講義を踏まえ、同国の文化や制度に沿ったアセスメント・フォーマットの改善案、アセスメント能力向上のための方策について検討を行った後、全員で今後の活動について議論した。

今後、来年2月にディリにおいて、今回と同じ参加者を対象にアセスメント・フォーマットの改善作業及び同フォーマットを用いた効果的な面接の訓練をテーマとしたセミナーを実施する予定である。

## (2) 所感

今回の研修では、初日のオープニング時に司法大臣が参列し、自らの言葉で開会の挨拶を行った。その際の一部が、冒頭の言葉である。「私は、司法大臣として、刑務官がどのような状況に置かれているか、その職務の難しさを日々理解しようと心がけている。なぜならば、あなたたちは、罪を犯した人、違法行為をした人たちの処遇をしている。社会にいる人と対峙するのではなく、社会において何らかの違法行為を行った人たちと対峙をしているからである。そのような人たちと毎日会い、しかも、ただ会うだけではなく、その人たちを刑期の中でどのようにして精神的に、あるいは行動や習慣を変えていくかを考え、尽力している。その難しさに思いを致せば、皆様に敬意を表さざるを得ない。」という労いから始まり、刑務所の運営に係る特別法の立法化の検討や、ロジスティカルな面の不備の解消策への言及（制服、護送車、食糧・ガス供給の問題など）など、運用における具体的な不備を認識した上でそれに対する解消を図る意識があると明言していた。そしてその挨拶は「私は頻繁には刑務所には行けないが、皆さんと同じように自分の置かれた立場で仕事をし、皆さんに寄り添っていくつもりである。」との言葉で締められた。筆者は矯正職員として、どの国でも刑

<sup>3</sup> UNODCのホームページに記事が掲載されている。

<https://www.unodc.org/southeastasiaandpacific/en/2019/07/prison-assessment-systems/story.html>

また、本研修について、東ティモールの国営放送（GMN TV）において放映された。

[https://www.youtube.com/watch?v=TlDyaGq4jJ8&feature=player\\_embedded&app=desktop](https://www.youtube.com/watch?v=TlDyaGq4jJ8&feature=player_embedded&app=desktop)（3分35秒から）  
（2019年8月10日現在）

務所というのは文字通り社会との間に壁があり、日の目を見にくい領域であると感じている。刑務官の日々の努力というのも、「犯罪者は塙の中に閉じ込めておけばいい」となりがちな世論の中ではなかなか一般市民に理解されにくい。そのような中で、大臣のこのような言葉は参加者にとってどれだけ励みになったかは、想像に難くないし、物理的な問題解消には時間がかかったとしても、リーダーのこうしたメッセージは職員の士気の維持には十分機能すると感じられた。

研修を通して、参加者からは実務的な観点からの質問が途切れず、その内容も、国際準則を念頭におき、的を射たものばかりで、いかにして「明日からの業務に反映するか」という観点から投げ掛けられるものであった。良いと思った取組や理論を、自分たちの文脈に落とし込んで咀嚼し、現実的・着実な姿勢で改善を図ろうとする姿勢には、毎度感嘆の息が漏れる。上記に述べた、本年度の目標であるアセスメント・フォーマットの改善についても、日本側からの支援は必要であるが、自分たちが使用するものであり、素案は自分たちで考えるべきものであるとの主体性を示すところに、独立を勝ち取り、新しい国を自分たちで築き上げて行こうとするたくましい気概を感じる。

加えて、筆者が最も感心するのは、司法大臣の言葉にもあるとおり、矯正において、犯罪者を「人として」扱い、罰するばかりではなく改善更生の視点をもって対峙するという基本理念が現場の刑務官にもしっかりと浸透しているという点である。犯罪者処遇の領域では、先進国の研究・実践において、処罰だけでは再犯防止に効果がなく、改善更生のための介入が必要であり、その介入においては「リスク・ニーズ・反応性の原則<sup>4</sup>」に従い、犯罪行為に結び付いている問題点に直接焦点を当てる必要があるとされている。近年は、これに加えて、対象者のもつ動機と、人的資本（個人の内部にあるもの）及び社会的資本（個人を取り巻く人間関係など）という「長所に焦点を当てる」アプローチも重要であると言われてきている。そのためには、改善更生を支持するような風土を刑務所に醸成する必要があるし、それを運用する職員は、対象者を人として、敬意をもって接する必要があるとされている<sup>5</sup>。こうした知見があるということについては認識していないようであったが、それらを自然に実行しているということに感激を覚えるのである。

---

<sup>4</sup> リスク (Risk) 原則とは、処遇密度を犯罪者の再犯リスクに合わせることで、ニーズ (Needs) 原則とは、犯罪誘発要因 (criminogenic needs) について評価を行い当該要因に的を絞って働きかけを行うこと、反応性 (Responsivity) 原則とは、犯罪者が社会復帰支援のための処遇を受ける際の学習効果を最大化するもの。それは認知行動療法 (cognitive behavioral therapy) の実施及び犯罪者の学習スタイル・動機付け・能力・長所 (strengths) に応じた処遇の実施によって具体化される。(Andrews, D.A., Bonta, J., & Hoge, R.D. (1990). Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology. *Criminal Justice and Behavior*, 17, 19-52.)

<sup>5</sup> 2020年4月に開催される京都コンgresにおいて、UNA FE Iはワークショップ2「Reducing reoffending: identifying risks and developing solutions (再犯防止：リスクの特定とその解決策)」の企画・運営を担当しており、まさにこのような内容を扱う。もう少し詳細な内容は「刑政10月号」に「2020京都コンgresワークショップ：国連アジア極東犯罪防止研修所の取組」として掲載予定であるので、是非ご覧いただきたい。



(集合写真)



(司法大臣開会の辞)



(筆者講義)



(森永部長講義)



## 6 まとめ

特定の国を対象とした二国間支援については、可能な限り、相手国の制度や状況を正確に理解し、カウンターパートの様々な側面のレベルやニーズを客観的に把握するとともに、その背景にある文化や風土、国民性に対する理解も深めながら、時には主観的な寄り添いも必要であると感じられ、一方で関わりが深くなると見えなくなるものも生じてくるのおそれもあり、関わる立場として、何に・どの程度・どのような方法で関与するのが適切か、非常に頭を悩ませる日々である。無論、すぐに「結果」が出るような性質のものでもなく、それが相手国にとって様々な意味で「適切なもの」との確信を持ってない状況においても手探りで進むしかない。時に相手の提示してくるニーズとこちらの見立てがかみ合わないことがあるかもしれないし、かといって一方的にこちらから提示すべきものでもない。しかし、「支援」という枠組みで何らかの活動を行う以上、こちらから何らかの導きを与えることは重要であり、その姿勢についてはそれこそ何が「正解」なのか、対象国ごとに煩悶する。矯正職員としての筆者は思うに、これは犯罪者処遇にも通じるものであり、犯罪者処遇においては、必ずしも対象者自身の中にこうしてほしい、こうしたいという要望があるわけではなく、かつ、何をどうしたら対象者が改善更生するかという明確な正解があるわけではなく、さらに、結果的に再犯しなかったとしてもそれには何が効を奏したかは分からず、そうした意味で「見返り」があるわけでもない。しかし、社会的・倫理的な目標に向かって相手の改善に資するためには、焦らず、おごらず、冷静に、しかし親身に寄り添って行く姿勢が重要なのだらうと感じ、その点が共通すると思えるのである。

また、「支援」という枠組みではあるが、調査や研修の際に、日本の制度や運用を紹介し、それについての質問やその質問の意図の説明を受けながら、改めて日本の矯正職員として襟を正す機会となり、日本の運用の改善に参考になることを学ぶことがたくさんある。そうした点で、東ティモールの矯正職員は、「人（刑務官）が人（犯罪者）を変えていく」という純粋な理念を持ち、人的・物的体制の非常に厳しい不便な現状に決して腐ることなく、いかにして自分たちの手で理念を実現できるか、そのための知恵をひとつでも多く手にしたいという高い士気を持っていると感じ、彼らと会うたびに、一矯正職員として心が洗われるような気分になる。

本稿で述べたとおり、東ティモールにおける矯正分野での活動は緒に就いたばかりであるし、言語の壁もあり<sup>6</sup>、活動が発展することは一朝一夕ではないが、ICDの活動のように切れ目のない関係を続けていくことが目下一番の目標である。

---

<sup>6</sup> 公用語はテトゥン語。通訳を務めてくださる方に、文脈の理解から非常に助けていただいている。